



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

	(取扱課室名)	ページ
○ 公安委員会規則		
*5 放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
460 和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等に係る売りさばき人の指定の取消し	(税務課) 3
461 生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課) 3
462 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課) 3
463 特定農業用ため池の指定の解除	(") 4
464 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課) 4
465 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 5
466 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(") 5
467 公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課) 5
○ 公安委員会告示		
*18 行政手続法に規定する公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場	 7
*19 和歌山県行政手続条例に規定する公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場	 7
*20 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定による公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場	 7
*21 平成17年和歌山県公安委員会告示第25号（道路交通法施行令の規定に基づく聴聞等の公示をする掲示板の設置場所）の一部改正	 7

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の徴収等に関する規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

1 早期に手続を終結させたい方へ (仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第 5 1 条の 4 第 9 項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、公示により放置違反金の納付命令が行われ (道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 0 項)、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
なお、公示による放置違反金の納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を和歌山県警察のホームページに掲載するとともに、和歌山県公安委員会の掲示板 (和歌山県和歌山市西一番地所在) に掲示して行います。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されず (道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 2 項)。

2 仮納付の期限、場所及び方法

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出時期と同じ日 (表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日) です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、仮納付書記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第 1 片は、領収証としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。

照 会 先

〒640—8524 和歌山県和歌山市西一番地
和歌山県警察本部交通部交通指導課
駐車違反取締センター
電話

別記様式第4号（裏面）中「（公安委員会掲示板への掲示）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の放置違反金の徴収等に関する規則の規定による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

和歌山県告示第460号

和歌山県自動車税証紙等規則（昭和45年和歌山県規則第23号）第8条第2項の規定により、和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等に係る売りさばき人として指定した次の者の指定を令和8年3月31日限り取り消した。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

氏名（名称）	住所（所在地）	売りさばき所
一般社団法人全国軽自動車協会連合会和歌山事務所	和歌山市湊1106番地の25	和歌山市湊1106番地の25

和歌山県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医新 69-08	竹内医院	紀の川市貴志川町神戸1005-5	令和 8.4.1
橋薬新 54-08	エバグリーン薬局高野口店	橋本市高野口町名古屋940-1	令和 8.4.1
日医新 30-08	クリニック川辺	日高郡日高川町土生1205-1	令和 8.4.1
東薬新 21-08	朝風薬局	東牟婁郡串本町潮岬2853-1	令和 8.4.1

和歌山県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業前田地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められた

ことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年5月19日から同年6月8日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第463号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
両願寺池	西牟婁郡白浜町才野字両願寺前819-1	令和8年5月19日

和歌山県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成27年8月11日付け和歌山県告示第927号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
三尾川（210）（Ⅱ-7452）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年5月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
三尾川（210）（Ⅱ-7452）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第467号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和8年5月19日

田辺漁港管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 埋立免許出願人
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市福島29番地

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 宮崎泉

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県田辺市江川1080番、1074番及び2413番160の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線、6の地点から1の地点までを順次に結ぶ令和6年の秋分の満潮位 (D. L. +1.95m) における公有水面により囲まれた区域

基点 (国土地理院公共基準点「1007A」)

北緯 33度43分48.6707秒

東経 135度21分50.5069秒

1の地点 基点から42度36分03秒 257.40mの地点

2の地点 1の地点から71度18分05秒 3.40mの地点

3の地点 2の地点から161度18分06秒 218.16mの地点

4の地点 3の地点から71度39分20秒 90.33mの地点

5の地点 4の地点から161度28分20秒 3.40mの地点

6の地点 5の地点から251度27分07秒 93.81mの地点

(3) 面積

1,061.27㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市江川1080番、1074番及び2413番160の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とルの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院公共基準点「1007A」)

北緯 33度43分48.6707秒

東経 135度21分50.5069秒

イの地点 基点から36度23分27秒 226.53mの地点

ロの地点 イの地点から71度20分48秒 48.61mの地点

ハの地点 ロの地点から161度20分48秒 5.85mの地点

ニの地点 ハの地点から161度22分11秒 213.62mの地点

ホの地点 ニの地点から71度39分20秒 62.79mの地点

ヘの地点 ホの地点から161度16分58秒 1.40mの地点

トの地点 ヘの地点から71度42分34秒 19.94mの地点

チの地点 トの地点から341度18分04秒 33.58mの地点

リの地点 チの地点から71度20分44秒 42.80mの地点

ヌの地点 リの地点から161度19分17秒 79.99mの地点

ルの地点 ヌの地点から251度20分27秒 173.74mの地点

(3) 面積

20,286.56㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地 (岸壁)

5 公有水面埋立免許年月日

令和8年4月28日

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第18号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第4項（同法第31条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場を次のとおり定め、令和8年5月21日から施行する。

平成6年和歌山県公安委員会告示第45号（行政手続法の規定に基づく書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する事案の聴聞又は弁明の機会の付与に係る掲示

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎前

2 道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事案の聴聞又は弁明の機会の付与に係る掲示

和歌山市西1番地 交通センター庁舎前

和歌山県公安委員会告示第19号

和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第15条第4項（同条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場を次のとおり定め、令和8年5月21日から施行する。

平成8年和歌山県公安委員会告示第6号（和歌山県行政手続条例の規定に基づく書面交付等の掲示をする公安委員会の事務所の掲示場）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎前

和歌山県公安委員会告示第20号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第4項において読み替えて準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第4項に規定する公示事項が記載された書面を掲示する行政庁の事務所の掲示場を次のとおり定め、令和8年5月21日から施行する。

平成29年和歌山県公安委員会告示第22号（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定による書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎前

和歌山県公安委員会告示第21号

平成17年和歌山県公安委員会告示第25号（道路交通法施行令の規定に基づく聴聞等の公示をする掲示板の設置場所）の一部を次のように改正し、令和8年5月21日から適用する。

令和8年5月19日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

本文中「第30条の2の2」を「第30条の2の3」に改める。